

(全国) 障害保健福祉関係主管課長会議等資料について

要旨

【重要事項】

(児者共通)

○虐待の防止措置の徹底

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において障害福祉サービス事業所等の運営基準に盛り込み、令和4年度から義務化された以下の虐待防止措置について、障害者虐待防止の取組の徹底のため、令和6年度報酬改定において虐待防止措置未実施減算を創設(障害者虐待防止措置)

- ・虐待防止委員会の定期的開催。その結果について従業者への周知徹底
- ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施
- ・上記措置を適切に実施するための担当者の設置

○身体拘束等の適正化に向けた取組について

身体拘束等の適正化の徹底を図るため、令和6年度報酬改定において、身体拘束廃止未実施減算の減算額の引き上げ

(身体拘束廃止適正化措置)

- ・やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録
- ・身体拘束適正化委員会の定期的開催。その結果について従業者への周知徹底
- ・身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施

○業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画未策定の場合、基本報酬を減算

(障害者)

○利益供与等の禁止について

指定障害福祉サービス事業者等の紹介・選択が公正中立に行われるよう、指定障害福祉サービス事業者等の指定基準において、利益供与等の禁止について規定している。これは、障害福祉サービスは、障害者自らサービスの内容や質に基づき選択し、利用すべきものであり、こうした障害者の意思決定を歪めるような誘因行為については禁止しているものである。

例えば、指定障害福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うことは、当該規定に違反するものであることから、ご留意いただきたい。

○共同生活援助における支援の質の確保等

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、共同生活援助及び施設入所支援において、支援の質を確保する観点から、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組として、地域連携推進会議に係る取組を今年度より導入しているが、今年度は努力義務であるところ、令和7年度より事業者の義務となる。

(参考) 地域連携推進会議の手引き https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

(障害児)

○こども性暴力防止法について

児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校や児童福祉施設等が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務づけるなどを規定した「学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（「こども性暴力防止法」令和6年法律第69号）」が公布された。

施行日は、公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日 ※施行期限：令和8年12月25日

○障害児支援における適正な給付事務の遂行について

障害児入所給付費等負担金について、事業所の不正請求、事業所や自治体での負担金の算定誤り等により、国庫負担金が過大または過小に交付されていることが判明し、令和4年度以前（H30～R4）の交付額について、令和6年度において、返還又は追加交付を行っている（438件。返還額550百万円・追加交付額75百万円）。

障害保健福祉関係主管課長会議資料概要

(令和 7 年 3 月 1 4 日 (資料掲載))

○全ての資料は下記 URL に掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigi_shiryou/index.html

厚生労働省 HP ⇒ テーマ別に探す ⇒ 障害者福祉 ⇒ 政策分野関連情報 ⇒ 障害保健福祉関係会議資料

○概要は以下のとおり

※主幹課長会議資料を抜粋

※自治体のみを対象とした項目は省略

障害福祉課 (資料 5 関係)**2 高齢の障害者に対する支援等について****(1) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係**

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成 19 年 3 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知)で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示している。

また、令和 5 年 6 月 30 日付け事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、高齢障害者に対する障害福祉サービスの利用を認める要件として、画一的な基準(一定の要介護度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなど)のみに基づき判断することは適当でないことをお示ししている他、「具体的な運用例」として、

- ・障害福祉サービスの居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間(例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど)が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。
- ・自立訓練(機能訓練)を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容(例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に

困難を生じた場合の訓練等)が必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き、自立訓練(機能訓練)の利用を認める。

等をお示ししている。

各市町村においては、当該事務連絡も参考として、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を聴き取りにより把握した上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

4 障害福祉関係施設等の整備について

(3) 福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いしたい。なお、詳細な取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

ア (再掲) 障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資条件の優遇(令和7年度新設)

【対象施設】

入所定員削減を伴う障害者支援施設と、グループホームやショートステイ(注)

【融資率】90%

(注) 入所定員削減を伴う障害者支援施設と一体的に整備することが確認できるものに限る。

イ 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

ウ スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率(措置期間中無利子)

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

エ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 無利子

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

耐震化整備、非常用自家発電設備等については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

(4) 障害福祉関係施設等の財産処分について

申請手続き等が必要となるため、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

5 障害福祉サービス事業の適切な運営について

(3) 経営情報データベースの整備について

障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進し、2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と障害福祉の現場における人材不足の状況、新興感染症等による障害福祉サービス等事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握することは重要である。

また、以下のような課題も指摘されている。

- ・情報公表システム上では、財務諸表等は事業所ごとにPDFで掲載されており、横串を刺して比較・分析できるような仕組みになっていない。
- ・障害福祉サービスは、サービス提供に係る費用の大部分が公費によって賄われていることから、経営の透明性を確保する必要がある。財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性向上を図る必要がある。

このため、障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、令和7年度より、下記のとおり、経営情報データベースの整備を進めることとしているので、ご承知おきいただきたい。なお、本内容については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）において必要な規定の整備を行い、令和7年3月下旬に改正省令を公布予定である。

（経営情報データベース）

- ・報告対象：原則全ての障害福祉サービス事業者等（現行の情報公表制度と同様）
- ・報告項目：事業所・施設の収益及び費用の内容や職員の職種別人員数、その他必要な項目等
- ・報告方法：情報公表システム上の経営情報データベースを活用して、毎会計年度終了後3月以内に報告（令和7年度については年度末までの報告で可）
- ・公表方法：収集情報については、介護分野と同様に、グルーピングした分析結果を都道府県知事・厚生労働大臣において公表（集計・公表にあたっては、情報公表システム上の経営情報データベースを活用できるように検討中）

詳細については、今後随時、通知等でお知らせしていくので、よくご確認いただき、事業所等に対する丁寧な周知と適切な対応をお願いしたい。また、今後説明会等も実施する予定であり、

円滑な施行に向けて、ご協力いただきたい。

(4) 業務継続計画（BCP）の作成について

業務継続計画（BCP）については、令和6年度より策定を義務化し、さらに、令和6年度報酬改定において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」を創設したところである。

当該減算措置の経過措置期間が令和6年度末で終了するため、各都道府県等におかれては、より一層管内事業者に対して業務継続計画作成の趣旨を周知し、厚生労働省において提示しているガイドラインやひな形も活用いただき、計画の作成を促していただくようお願いする。

また、業務継続計画に実効性を持たせるためには、危機発生時においても迅速に行動ができるよう関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行い、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことが重要となるので、業務継続計画の策定状況と併せて、一連の取組状況について、確認、指導をお願いしたい。

<厚生労働省 HP（障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等）>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

(5) 利益供与等の禁止について

指定障害福祉サービス事業者等の紹介・選択が公正中立に行われるよう、指定障害福祉サービス事業者等の指定基準において、利益供与等の禁止について規定している。これは、障害福祉サービスは、障害者自らサービスの内容や質に基づき選択し、利用すべきものであり、こうした障害者の意思決定を歪めるような誘因行為については禁止しているものである。

(利益供与等の禁止)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(※) 他サービスについても、当該規定を準用

当該規定の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の者を含むものであり、例えば、指定障害福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うことは、当該規定に違反するものであることから、ご留意いただきたい。

7 訪問系サービスについて

(1) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

- ⑥ 居宅介護（家事援助）等における育児支援の取扱いについて居宅介護（家事援助）及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）における「育児支援」については、従来「障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について」（平成 21 年 7 月 1 日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）によりお示ししていたところであるが、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告について」（令和 3 年 5 月 26 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室ほか連名事務連絡）が発出され、ヤングケアラーへのより一層の配慮が求められることとされたことを受けて、「障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」（令和 3 年 7 月 12 日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を発出し、居宅介護等における育児支援において改めて周知したので、ご了解いただくとともに、管内市町村に対する周知を徹底されたい。

また、本事務連絡において居宅介護等における「育児支援」の支給決定要件の一つとして「③他の家族等による支援が受けられない場合」が挙げられている。支給決定における介護を行う者の状況の判断に当たっては、単に支援を提供可能な他の家族等がいることのみをもって「支援が受けられる」と判断するのではなく、ヤングケアラーを含め、当該家族等の介護の負担の程度も考慮されたい。

なお、沐浴や授乳、児童の健康な発達などの支援にあたっては、専門性や安全性を考慮する必要があることから、できる限り、保育士の資格を有する者や子ども・子育て支援に関する研修を受講している従業者等が支援に当たるように、居宅介護等の事業者にも周知されたい。

- ⑧ 訪問系サービスにおける「手待ち時間」の考え方について重度訪問介護における長時間のサービス提供時の休憩時間及び手待ち時間の考え方については、「令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1」（令和 3 年 3 月 31 日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の問 21 においてお示ししているところである。本問回答にてご説明のとおり、労働時間に含まれるものとして取り扱わなければならない手待ち時間については、重度訪問介護のサービス提供時間として報酬算定を行う必要があるため、ご了解いただくとともに、改めて管内市町村に対する周知を徹底されたい。

〈Q & A VOL. 1 問 21〉

問 40 のグループホームの夜勤に対応する対応は、重度訪問介護についても適用されるのか
〈答〉

（略）

また、労働時間として取り扱わなければならない手待ち時間についてもサービス提供時間として取り扱われるべきものであることから、当該時間が報酬の対象とならないということがないように留意すること。

(2) 入院中の重度訪問介護について

- ① 入院中の重度訪問介護の利用について平成 30 年 4 月から、重度訪問介護を利用する最重度の障害者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助

産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとされたところであるが、病院等の側においてそのことが十分に理解されておらず、入院中に重度訪問介護従業者（ヘルパー）が必要な場合には入院ができなかったり、入院時に重度訪問介護従業者（ヘルパー）の利用を認めてもらえないといった事例があるとの声や、入院が必要な場合に受入れ先が決まらず、受入れ先の調整に時間を要してしまうことは、体力の低下や病状の悪化を招くといった意見も寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成28年6月28日付け保医発0628第2号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「平成28年通知」という。）により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは可能となっている。

重度訪問介護の入院中の利用にあたっては、市町村における支給決定の判断において病院等の承諾を必要としているものではないが、病院等と重度訪問介護事業所等が互いに十分な連携を図ることが重要であることなどから、自治体の担当者は、必要に応じ、重度訪問介護の利用ができるように病院等との調整にご協力をお願いしたい。具体的には、重度訪問介護を利用する障害者の入院に際して、自治体の担当者が直接病院に制度の説明を行って理解を得たり、他の受入可能な病院を探すなどの対応事例も伺っているところである。各都道府県等におかれては、重度の障害者等が入院に当たって重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いが認められないことによって、必要な医療を受けられないことのないよう、医療関係部局と連携の上、改めて病院等の職員（医師、看護師等）へ制度の周知徹底をお願いしたい。

また、一部の重度訪問介護事業所において、入院時の派遣について理解されておらず、事実上利用できないという声も寄せられており、管内事業所に対する周知も図られたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規程による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。利用者の障害特性により、会話は可能であっても入院という環境変化の中で意思疎通が困難になる場合や通常時は発声が可能であっても症状の進行等により発声が困難となる場合等も考えられることから、利用者の状況に応じ、入院中にどのような支援が考えられるのかということをも十分踏まえることが重要である。また、意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者（ヘルパー）が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、利用者ごとに異なる特殊な介護方法について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげることが重要である。病院等に入院又は入所中に、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについては、普段から利用者の状態を熟知した重度訪問介護従業者（ヘルパー）による利用者の障害特性に応じた適切な支援について、病院等の職員と予め十分に相談、調整し、共有した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。なお、入院中においても、これらの支援に対応するための見守りの時間は当然報酬の対象となるものである。

平成 28 年通知では、保険医療機関と支援者は、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿った支援ができるよう、当該入院に係る治療や療養生活の方針等の情報を共有するなどして互いに十分に連携することとされているところであり、入院時や入院期間中のコミュニケーション支援等の内容についても、病院等の職員にしっかりと伝達しておくことが大切である。また、これらの連携にあたっては、本人や支援者と共に、自治体や重度訪問介護事業者等との協力も必要である。

なお、入院中の重度訪問介護の利用については、入院先の病院等の職員が、障害の状態等によって、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要する場合もあり、利用者や重度訪問介護事業者等から支援状況の聞き取りを行うなど、十分確認の上、適切に判断していただきたい。

ただし、重度訪問介護従業者（ヘルパー）による支援が、病院等において行われるべき支援を代替することがないよう、支援内容や病院等との連携状況等については、十分に把握した上で判断する必要があることに留意されたい。

加えて、市町村における入院中の重度訪問介護の提供に係る報酬の算定については、これまでの Q & A を参照されたい。

- ② 入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価特別なコミュニケーション支援が必要な重度訪問介護利用者が、重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いにより入院する際、入院前に重度訪問介護事業所と医療機関とで事前調整を行った場合に、令和 6 年度の障害福祉サービス等報酬改定及び診療報酬改定において、この連携した支援を評価するために、新たに加算を設けたところである。

医療機関に入院する利用者に対して重度訪問介護を提供するに当たっては、重度訪問介護事業所は、感染対策の観点も含め、医療機関との連携の下でコミュニケーション支援を行うことが必要であることから、医療機関の関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただきたい。

- ③ 重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いによる入院の周知等について特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者が入院する際、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が付き添うことは可能であるが、院内感染対策などの観点から、支援者の付添いが認められない場合がある。当該障害児者における支援者は、障害児者が医療従事者と意思疎通する上で極めて重要な役割を担っているため、院内感染対策に配慮しつつ、医療機関における支援者の付添いの受入れが進むよう、令和 5 年 11 月 20 日に、制度の内容等を示した事務連絡を発出しているところである。

都道府県・市町村の衛生部局と障害保健福祉部局におかれては、医療機関において重度訪問介護従業者（ヘルパー）等の支援者の付添いの受入れが進み、関係者が連携して支援できるよう、この事務連絡にも添付している医療機関・医療従事者向けのチラシも活用しながら、引き続き、医療機関や障害福祉サービス事業所等に対し、事務連絡の内容について周知をお願いする。

(4) 同行援護について

① 同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正

同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう、以下の見直しを図ったところである。

【改正の概要】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正（令和7年1月31日付け）

・サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する。

- ① 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（現行カリキュラムの養成研修修了者を含む。）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者
- ② 同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

また、令和5年10月16日付けで、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）が一部改正され、令和7年4月から、都道府県において、新たなカリキュラムにより研修が行われることとなっている。

都道府県におかれては、同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正及び新たなカリキュラムによる同行援護従業者養成研修が円滑に実施されるようお願いする。

④ 同行援護の支援の対象について

視覚障害者の移動において、電車やバス等の公共交通機関を利用した移動もあるが、同行援護は、その乗車中に必要とする支援についても対象としているので、市町村においては、利用者が必要とするサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。また、養護老人ホーム（盲養護老人ホームを含む。）や介護保険施設等の入所者について、同行援護の利用は一律には制限されておらず、同行援護による専門的な支援が必要と判断される場合には、同行援護による支援を利用することが可能であり、支給決定を行う市町村において、個別のケースに応じて判断されたい。

(5) 行動援護について

② 居宅内での行動援護の利用について行動援護については、平成26年4月よりアセスメント等のために居宅内において行動援護を利用することが可能であるが、アセスメント等のための利用以外であっても、居宅内での行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、従前より外出の前後に限らず居室内でも行動援護を利用可能であるので、利用者が必要とするサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

③ 支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。他方、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第36条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるため、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

④ 従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあっては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けている。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止することとしている。

各都道府県におかれては、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受講していない理由等を分析するとともに、研修機会の確保等により受講促進を図り、経過措置経過後も行動援護従業者等として確保されるよう努められたい。

（7）化学物質過敏症の利用者に対する配慮について

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスターの作成等により、周知啓発を行っている。都道府県、市町村におかれては、貴管内の障害福祉サービス事業所等に対し、情報提供をお願いします。

また、化学物質過敏症のある利用者が訪問系サービスを利用するにあたり、化学物質過敏症の利用者に対応したことがないなどの理由により、訪問系サービス事業者からヘルパー派遣を拒否されたという事例があると指摘されている。

障害福祉サービスの指定基準においては、訪問系サービス等の指定事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならないと定められているが、これは、化学物質過敏症のある利用者への対応にも該当するものである。化学物質過敏症のある利用者へのサービス提供にあたっては、例えば、香り付き製品の使用について、香りの感じ方に個人差があることに配慮することや、配慮をしてほしい事項を利用者から具体的に聞き取る等により、化学物質過敏症のある利用者への配慮したサービス提供に努めるよう、訪問系サービス等の事業者へ周知されたい。

9 強度行動障害を有する者等に対する支援について

- ② 強度行動障害を有する者に対する障害支援区分認定について現在、障害支援区分の認定に当たっては、認定調査項目の判断基準の留意点として「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」こととしており、そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。認

定調査についてはこうした点に留意し、また、在宅での行動障害の状態と障害福祉サービス事業所等における行動障害の状態に違いがあることが多いこと等から、調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行うように努める等、再度、障害支援区分認定に係る趣旨を御理解いただき、遺漏なきようお願いする。

1.1 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

(1) 障害者虐待の防止及び対応の徹底について

- ② 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化等について令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害福祉サービス事業所等における虐待防止及び身体拘束適正化の取組の強化を図った。都道府県及び市町村におかれては、当該見直しについての障害福祉サービス事業者等への周知や対応の徹底についてお願いしたい。

(虐待防止措置未実施減算の創設)

障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%を減算)を創設。

(参考) 障害者虐待防止措置

- ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(身体拘束廃止未実施減算の見直し等)

身体拘束適正化措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に係る身体拘束廃止未実施減算について、施設・居住系サービスについて減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げるとともに、訪問・通所系サービスについて減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

(参考) 身体拘束適正化措置

- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- ②身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること

なお、身体拘束等については、指定基準において緊急やむを得ない場合を除き禁止しているところであるが、

- ・緊急やむを得ない理由について、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たす場合であること
- ・組織として当該要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならないこと
- ・身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応において、身体拘束等の廃止へ向けた方策

の検討を行うことを解釈通知において明記した。このほか、障害福祉サービス事業所における支援の質の確保の観点から、

- ・共同生活援助、障害者支援施設において、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組の義務化（令和6年度までは努力義務）
- ・強度行動障害を有する児者への支援体制の強化を行うこととしており、事業所の運営への外部の目の導入や強度行動障害を有する者への適切な支援の推進により、障害者虐待の防止にもつなげていくこととしている。

（４）本人の希望を踏まえたサービス提供体制の確保について（同性介助）

障害福祉サービス事業所等の設置者は、障害者総合支援法において、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等の人格を尊重する責務が規定されている。

また、障害者虐待防止の手引きにおいて、障害福祉サービス等の提供に当たって「本人の意思に反した異性介助を繰り返す」ことについて、心理的虐待の一つとして例示するとともに、性的虐待の防止のため、特に女性の障害者に対しては、利用者の意向を踏まえ、可能な限り同性介助ができる体制を整える旨記載している。

令和5年3月に閣議決定された障害者基本計画(第5次)において、新たに「障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう取組を進める」旨盛り込むとともに、障害福祉計画の基本指針において、「本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること」が盛り込まれたところである。

さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、排泄介助や入浴介助等を提供することが想定される各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨を明記した。

都道府県、市町村におかれては、障害福祉サービス事業者に対して、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨の周知や必要な助言指導についてお願いしたい。

（５）その他

従来より、障害福祉サービス等が適切に運営されるよう、機会あるごとに要請してきているところであるが、近年においても事件・事故が報告されており、地域における協力体制の整備や支援体制への取組強化が重要な課題となっている。

引き続き、障害福祉サービス事業所等への指導に当たっては、障害者総合支援法及び指定基準等の規定も踏まえた対応をお願いする。その際、障害福祉サービス等を必要とする方に対する必要なサービスの提供がなされるよう、管内の事業者や市町村に対して周知徹底を図りたい。

なお、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関すること等を理由とした虐待も含め、虐待を受けた障害者に対して、身体障害者福祉法等に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意

思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう管内の市町村への周知をお願いする。

14 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

(1) 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や親元からの自立の実現に向け、障害者が希望する地域生活への移行や継続の支援を推進していく必要がある。

都道府県及び市町村におかれては、障害福祉計画に掲げる目標の達成に向け、後述の地域生活支援拠点等の整備の推進及び拠点コーディネーターの配置等も含め、障害者の地域移行や地域生活の支援の更なる推進をお願いする。

令和5年5月に策定した第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）に係る国の基本指針において、「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行」することや、「令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減」することを目標として掲げている。

各自治体においては、当該目標の達成に向け、障害者が希望する地域生活を実現するための地域の体制整備をお願いする。

なお、国の基本指針における「令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減」することについては、一様に施設入所者を削減するのではなく、障害者支援施設が担っている強度行動障害を有する者や医療的ケアの必要な者などのための専門的支援の役割を踏まえ、丁寧な検討をお願いする。

今年度、障害者支援施設からの地域移行や本人の意向に沿ったサービス提供を行うことに、より実効性を持たせるため、障害者支援施設に勤務する支援者が、地域移行等の意向確認を実施する際に活用するための「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル（仮称）」を作成している。

その成果物については追ってお示しする予定であり、各都道府県等におかれては、各障害者支援施設に当該マニュアルの周知を行い、各施設に対して、このマニュアルを参考に、令和8年度から義務化となる地域移行等意向確認等に関する指針を定めるように徹底していただきたい。

(3) グループホームにおける支援の質の確保等について

① 株式会社恵への対応について

昨年6月に指定取消処分及び連座制の適用を受けた株式会社恵の運営する障害福祉サービス事業所等については、株式会社バイオネスト及びその関連会社の株式会社 INNOVELHEALTHCARE（イノベルヘルスケア）等が承継先となった。指定権限を有する都道府県等においては、利用者への適切かつ継続的な障害福祉サービス確保の観点から、円滑な事業承継に向け、引き続きの御協力をお願いする。また、支給決定市町村においては、利用者に対し、承継後も円滑かつ適切なサービス確保がなされているか、基幹相談支援センター等とも連携して、丁寧な確認を行うとともに、モニタリング頻度について、相談支援専門員の提案を踏まえつつ利用者ごとに柔軟かつ適切な設定をお願いする。

② 共同生活援助における支援の質の確保等

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、共同生活援助及び施設入所支援において、

支援の質を確保する観点から、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組として、地域連携推進会議に係る取組を今年度より導入しているが、今年度は努力義務であるところ、令和7年度より事業者の義務となる。

各自治体においては、障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究（令和5年度障害者総合福祉推進事業）により作成された「地域連携推進会議の手引き」を参照いただき、円滑な制度施行に向けた御協力をお願いする。

（参考）地域連携推進会議の手引き https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

また、今年度、共同生活援助における具体的な支援内容の明確化及びサービスの質の評価についての調査研究を実施し、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）の作成等について検討を進めているところであり、その成果物についてはおってお示しする予定である。

グループホームを運営する事業者は、指定基準上、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととされていることから、各自治体においては、当該ガイドライン（案）も踏まえつつ、共同生活援助における支援の質の確保等のため、事業者に対する指導等に特段の配慮をお願いする。

全国こども政策主管課長会議資料概要

(令和7年3月17日(資料掲載))

○全ての資料は下記 URL に掲載

<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomoseisaku-syukankacho/b1ba8054>

こども家庭庁HP⇒会議等⇒全国こども政策主管課長会議(令和6年度)⇒会議資料

○概要は以下のとおり

※主管課長会議資料を抜粋

※自治体のみを対象とした項目は省略

成育局保育政策課 (資料10関係)

I 保育政策の新たな方向性について

保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

○令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

V 多様なニーズに対応した保育の充実等について

2 (2) 多様なニーズに対応した保育の充実①(障害児・医療的ケア児等)

現状・課題等

○障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支えることが求められている

○保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れは増加。多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要

【障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入れ】

○保育所等における障害児等の受入れについては、交付税措置による加配や療育支援加算等により受入体制の充実を図ってきた。また、保育所等が児童発達支援事業所等と併設する場合において、設備・人員の共用・兼務を可能とする【R5～】など、インクルーシブ保育を推進

○医療的ケア児の受入れについて、看護師の配置や設備の整備等の受入体制の確保・充実に支援

○児童発達支援等の障害児支援を利用するこどもは増加しており、保育所等と障害児支援

の併行通園も進んでいる。巡回支援や保育所等訪問支援の活用等、障害児支援による保育所等への支援を推進

【異なる文化的背景を持つ子どもへの支援】

- 外国人子育て家庭の子どもを多く受け入れる場合の専門人材の加配や、翻訳機等の購入を支援

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

関係機関とも連携し、専門的支援も確保しながら保育所等における多様な支援ニーズを有する子どもの受入れを推進

【障害児・医療的ケア児の保育所等での受入強化】

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用や人材育成、障害児支援（児童発達支援センター等）との連携等を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進
- 保育所等と障害児支援（児童発達支援事業所等）を併行通園する場合の情報共有や連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進
- 巡回支援を行う看護師配置等により、保育所等における医療的ケア児の受入れや保育の充実を推進

【異なる文化的背景を持つ子どもへの支援】

- 異なる文化的背景を持つ子どもについて、実態を踏まえながら保育所等への支援を進める

※子ども誰でも通園制度においても、障害児・医療的ケア児等、多様なニーズに対応できる環境整備を進める

Ⅸ 児童福祉法等の一部改正関係について

1 保育所等における虐待の通報義務等について

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・子どもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容（案）

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究 等
- もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

施行日：令和7年10月1日

※ 本改正の内容については、以前から障害児通所支援事業所及び障害児入所施設には通報義務等が課せられていたものであり、本改正により直接影響はないが、重要な規定であることから、お知らせするものである。

成育局安全対策課こども性暴力防止法施行準備室（資料17関係）

I こども性暴力防止法について

1 こども性暴力防止法の概要について

こども性暴力防止法の概要

（学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
令和6年法律第69号）

趣 旨

児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどする。

対象事業者

学校設置者等（第2条第3項）：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者

民間教育保育等事業者（第2条第5項）：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者

対象事業者の責務

学校設置者等及び民間教育保育等事業者（第3条第1項）

- ・教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努める

- ・児童対象性暴力等の被害児童等を適切に保護する。

国（第3条第2項）

- ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な情報の提供、制度の整備等の施策を実施

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

初犯対策

- (1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置
 - ・危険の早期把握のための児童等との面談等（第5条第1項等）
 - ・児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項等）
- (2) 被害が疑われる場合の措置
 - ・調査（第7条第1項等）
 - ・被害児童の保護・支援（第7条第2項等）
- (3) 教員等の研修（第8条等）

再犯対策

- (4) 対象となる**性犯罪前科の有無の確認**（第4条等）
 - ・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - ・学校設置者等の現職者は、施行から3年以内に確認（第4条第3項等）
 - ・民間教育保育等事業者の従事者は、認定から1年以内に確認（第26条第3項）
 - ・確認を行った従事者については、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）

特定性犯罪前科の確認対象

- ㊦拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年
- ㊧拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年
- ㊨罰金：刑の執行終了等から10年

防止措置の義務

性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）**を講じなければならない。（第6条等）

- ※ 特定性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、防止措置は必須。詳細は、ガイドラインで示す予定

情報管理措置等

- 犯罪事実確認書等の適切な管理（第11条、第14条等）
- 利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止（第12条等）
- 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告（第13条等）
- 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）
- 情報の秘密保持義務（第39条）

指導・監督

安全確保措置の指導・監督

- ・学校設置者等：各所管法令に基づき、所管庁が監督

- ・認定事業者：国（こども家庭庁）が直接監督
（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表、等）

情報管理措置等の実施状況の指導・監督

- ・国（こども家庭庁）が直接監督
（定期報告、報告徴収及び立入検査、公表、命令、等）

施行期日：公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日

「児童対象性暴力等」について

- 本法では、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（教員性暴力等防止法）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等」に相当する行為を、「児童対象性暴力等」として規定し、対象事業者が防止措置を講じる対象としている。
（※）児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る

教員性暴力等防止法における「児童対象性暴力等」の定義（同法第2条第3項）

- ① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（第1号）
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。（第2号）
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（第3号）
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。（第4号）
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをすること（①～④に掲げるものを除く。）。（第5号）

犯罪事実確認の対象となる性犯罪（特定性犯罪）について

- 次の性犯罪について、一定期間内（※）の前科が確認対象
 - （※）拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から 20 年
 - 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定等から 10 年
 - 罰金：刑の執行終了等から 10 年

 - 刑法
 - ・不同意わいせつ（176 条）
 - ・不同意性交等（177 条）
 - ・監護者わいせつ及び監護者性交等（179 条）
 - ・不同意わいせつ等致死傷（181 条）
 - ・16 歳未満の者に対する面会要求等（182 条）
 - ・強盗・不同意性交等及び同致死（241 条 1 項・3 項）
 - 盗犯等の防止及処分に關する法律
 - ・常習特殊強盜致傷（4 条）
 - 児童福祉法
 - ・淫行をさせる罪（60 条 1 項）
 - 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
 - ・児童買春（4 条）
 - ・児童買春周旋（5 条）
 - ・児童買春勧誘（6 条）
 - ・児童ポルノ所持、提供等（7 条）
 - ・児童買春等目的人身売買等（8 条）
 - 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律
 - ・性的姿態等撮影（2 条）
 - ・性的映像記録提供等（3 条）
 - ・性的映像記録保管（4 条）
 - ・性的姿態等映像送信（5 条）
 - ・性的姿態等映像記録（6 条）
 - 都道府県の条例で定める罪であつて、次に掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - ・みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ・正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、写真機等を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ・みだりに卑わいな言動をする行為
 - ・児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- ※一部これらの未遂罪を含む。

2 障害児入所給付費等国庫負担金の適正な執行について

障害児入所給付費等国庫負担金の適正な執行について①

- 障害児支援に係る給付事務については、児童福祉法等の法令や各種事務処理要領（※）に基づき行うこととされている。

※「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」（いずれも令和6年3月最終改正）

各自治体におかれては、給付決定や利用者負担の所得区分（※）の算定について、法令や各種事務処理要領どおりに事務処理が行われているか否かを確認し、引き続き適正な給付事務の遂行を図られたい。

- 障害児入所給付費等国庫負担金については、令和4年度以前（H30～R4）の交付額について、令和6年度において再確定を行っている。（438件、返還額550百万円・追加交付額75百万円）。

これは、会計検査院による検査や市区町村における自主監査等によって、国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。その結果、関係者各々の業務負担も増加しているものである。

各都道府県におかれては、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市区町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認の際には二重のチェックを行うなど、市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

研修会の開催等については、厚生労働省において令和6年度補正予算で措置している「障害福祉サービス事業所等サポート事業」において、障害児支援分も対象となっているため、積極的なご活用のご検討をお願いしたい。

【会計検査院による主な指摘事項】

- ・ 障害児通所給付費等の算定にあたり、児童発達支援管理責任者を配置していなかったことによる減算を行わずに算定したり、加算を算定したりしていたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 障害児通所給付費等の算定にあたり、児童発達支援管理責任者の実務要件は満たしているものの、研修要件を満たしていなかったのに減算を行わずに算定していたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 障害児通所給付費等の算定にあたり、職員を所定の員数配置していなかったのに減算を行わずに算定したり、配置すべき従業者を配置していなかったのに加算を算定したりしていたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。

障害児入所給付費等国庫負担金の適正な執行について②

- 事業者からの障害児入所給付費等の返還に伴う障害児入所給付費等国庫負担金の取扱いについて

会計検査院において、都道府県等が実施した指導監査等を踏まえ、事業者に過大に支払

われていたがあることが判明した場合における、障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告書の取扱いについて検査した結果、国庫負担対象事業費の算定に当たり、要返還額を実支出額から控除していない事例や、要返還額のうち事業者から収納があった金額のみを実支出額から控除する取扱いとしており、本来控除すべき要返還額の全額を実支出額から控除していなかった事例が確認された。

については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の再確定について」（令和6年9月2日こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係事務連絡）等において、市町村に対し、負担金の交付額の算定に当たり、要返還額を実支出額から控除して国庫負担対象事業費を算定する必要があること、事業者からの返還の有無にかかわらず要返還額の全額を支出額から控除して国庫負担対象事業費を算定する必要があることについて、改めて周知するとともに、事業者からの自立支援給付費の返還に伴う負担金の取扱いに係る具体的な手続き等について周知しているため、手続きにあたっては遺漏なきようお願いしたい。

○ 障害児入所給付費等国庫負担金の返還について

児童福祉法に基づく障害児入所給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされている。また、障害児入所給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付している。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第18条第1項又は第2項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならず、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第18条第3項に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用されないこととなる。

会計検査院において、処置要求事項となっている事案について、複数年経過後も対応が完了していない事例も散見されており、該当自治体におかれては、早期のご対応をお願いしたい。

障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（抜粋）

（令和6年3月29日改正における主なポイント）

○ 支給量の定め方

障害児通所支援の種類ごとに、通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要（見込み）日数を定める。

一月当たりの利用必要（見込み）日数を定めるに当たっては、全ての障害児について一律の日数を定めるのではなく、個々の障害児及び家族の支援ニーズを踏まえ、それぞれの状況に応じて個別かつ適切に定めること。

なお、複数のサービスを組み合わせて通所給付決定する場合は、複数のサービスを合わせ

た支給量が適切な量となるよう留意すること。

○通所給付決定における留意事項

障害児についても、本人や保護者の希望を踏まえながら、保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の一般施策を利用（併行利用を含む。）する機会が確保されるよう、例えば、子育て支援担当部門と連携し、一般施策の受け入れ体制等について、保護者へ情報提供を行うとともに、必要に応じて子育て支援担当部門につなぐといった対応や保育所等訪問支援の活用など、適切な配慮及び環境整備に努めること。

○通所給付決定の更新における留意事項

- ・通所給付決定の際の勘案事項として、障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態を把握するために行う5領域20項目の調査を行い、通所給付決定時からの状態の変化を確認すること。
- ・通所給付決定の際と同様、障害児の障害の種類及び程度を把握するため、当該障害児の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳に記載されている障害の状況を確認することを前提とした上で、その状況のみに着目するのではなく、障害があるゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案すること。
- ・サービスの利用継続の必要性については、インクルージョンの観点を踏まえ、地域の保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の一般施策の利用（並行利用を含む。）の可能性も含め、改めてその必要性を判断すること。

○障害児相談支援給付費による障害児支援利用援助

特に、支援全体のコーディネートによる障害児及び通所給付決定保護者のニーズ等に応じた適切な支援の提供の観点から、例えば以下のような障害児の場合、障害児相談支援を利用することで、より質の高い支援の提供につながると考えられるため、障害児相談支援の利用を促すことが望ましい。

（具体例）

- ・医療的ケア児などケアニーズが高く、医療機関等との多機関連携が必要な障害児
- ・複数の障害児通所支援事業所を利用する障害児
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な世帯の障害児
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある障害児
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、保護者の不安の軽減・解消を図る必要のある障害児
- ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児